

屋外広告物条例の規定による 許可地域の指定について

長野県建設部都市・まちづくり課

第55回 長野県景観審議会

屋外広告物規制(物的規制と地域規制)

長野県の区域 (県条例の適用範囲内)

※ただし、長野市、松本市、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町の区域は除く

地域規制

禁止地域

- ・道路等展望地域
- ・住居専用地域
- ・風致地区 など

許可地域

- ・道路等展望地域
- ・駅前広場 など

特別規制地域

- 地域の特性に合わせた独自の規制
- ・軽井沢町、白馬村 など

物的規制 (全域に及ぶ)

1 表示禁止物件

橋、道路上のさく、信号機、よう壁、カーブミラー など

2 禁止屋外広告物

- ・地色彩度15未満を使用
- ・蛍光塗料を使用しない など

禁止地域

原則として屋外広告物を表示・設置してはならない地域

① 都市計画法に定められた

- ・住居専用地域(第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層)
- ・風致地区のうち知事が定める地域

② 道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一定の地域

◆適用除外

- ・選挙運動のために表示・設置するもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの
- ・表示面積の合計10㎡以下の自己用広告物
- ・著名な地点又は公共的な施設への案内のための広告物で、市町村長の許可を受けたもの など

許可地域

屋外広告物の表示・設置に市町村長の許可を受けなければならない地域

- ① 道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一定の地域
- ② 鉄道の駅前広場で、知事が定める地域

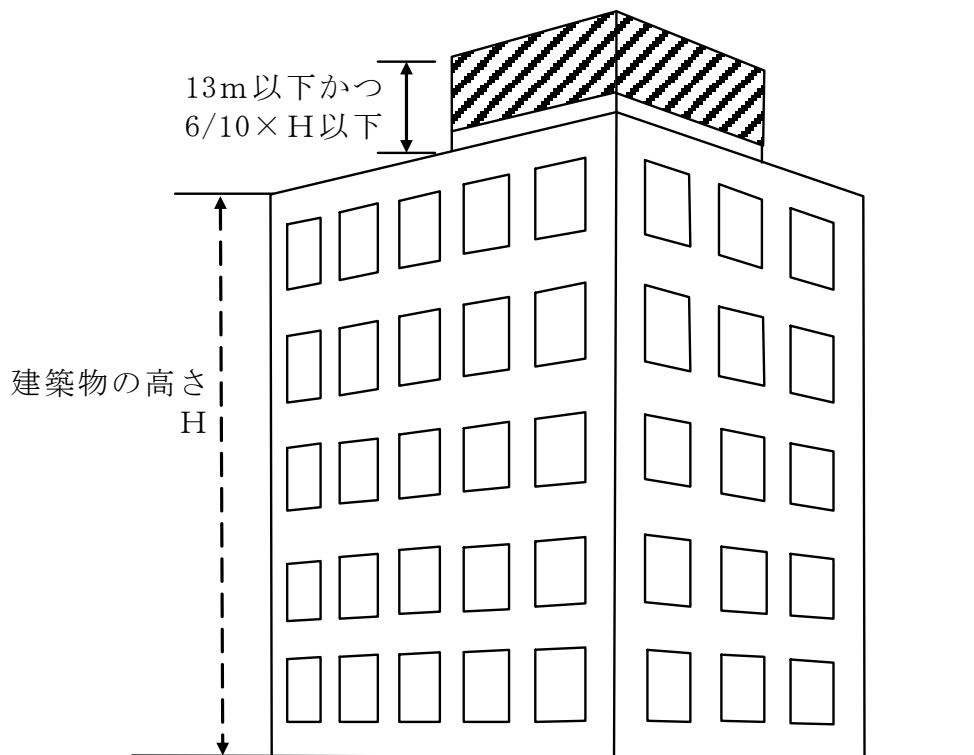
◆適用除外

- ・選挙運動のために表示・設置するもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの
- ・表示面積の合計15㎡以下の自己用広告物 など

許可の基準

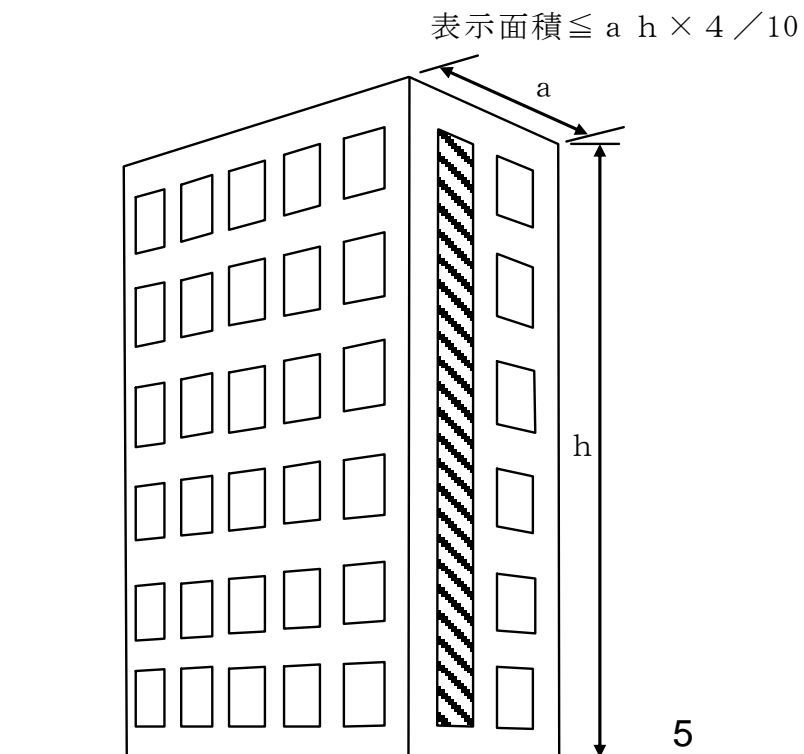
① 屋上広告物

- 広告物本体の高さ: 13m以下
- 建築物の高さの6/10以下
- 建築物から横にはみ出さないこと



② 壁面広告物

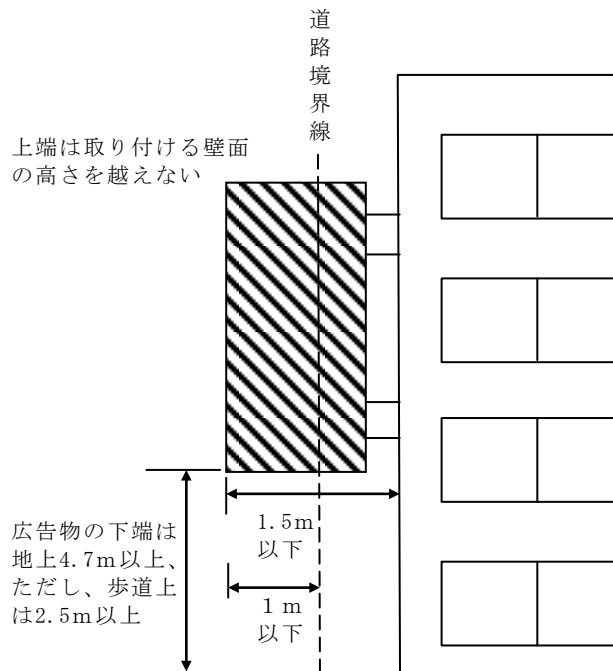
- 表示面積: 合計が広告物を表示する壁面の4/10以下



許可の基準

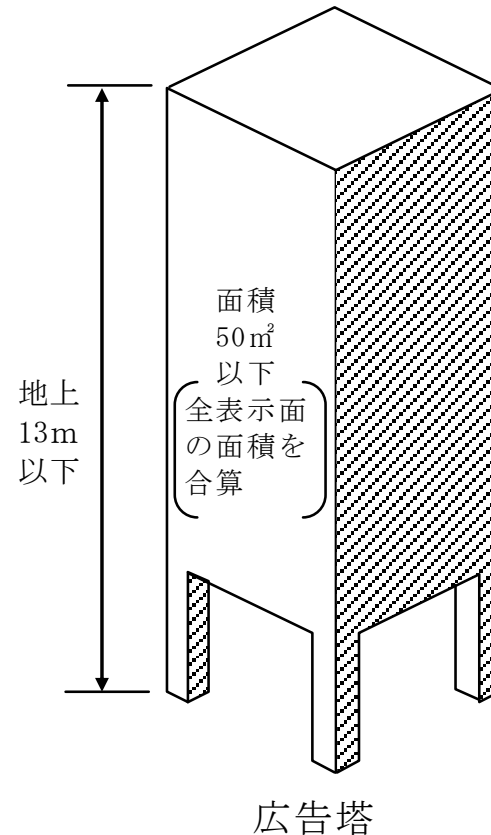
③ 袖看板

- 下端の高さ: 道路から4.7m (歩道上は2.5m)以上
- 壁面からの出幅: 1.5m以下
- 道路上の出幅: 1.0m以下
- 壁面の上端を越えないこと



④ 地上に設置する広告物等

- 高さ: 13m以下
- 表示面積: 合計50m²以下



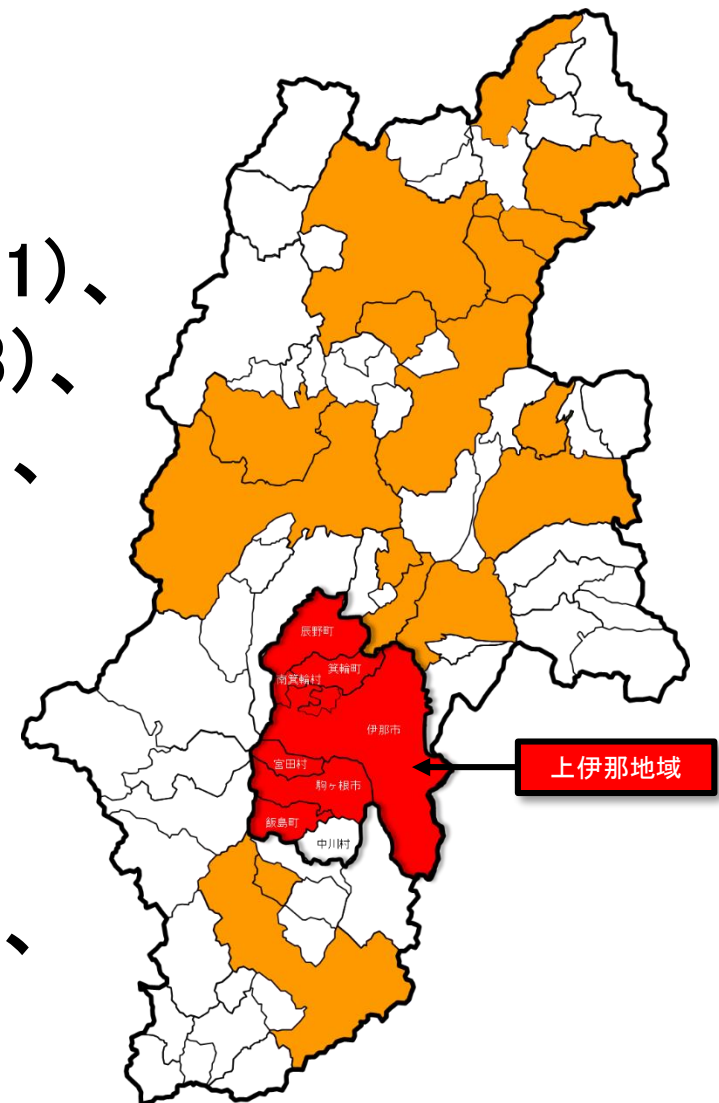
上伊那地域の景観行政

【景観行政団体へ移行】

駒ヶ根市(H25.3)、伊那市(H25.11)、
南箕輪村(H27.4)、箕輪町(H28.3)、
宮田村(H28.12)、飯島町(H30.6)、
辰野町(R2.1)

【独自の屋外広告物条例】

駒ヶ根市(H27.4)、飯島町(R1.8)、
伊那市(R4.6施行予定)



上伊那地域の景観行政

【南北につながる景観軸】

- 天竜川
- 中央アルプス、南アルプス
- 中央自動車道、伊那広域農道、国道153号

地域全体として景観育成への高い意識

【つながる国道153号バイパス】

- 伊那バイパス(整備中)
- 伊駒アルプスロード(都市計画決定)

伊那谷の骨格を形成する

規制地域指定のガイドライン(長野県)

道路等に接続する禁止地域・許可地域の指定等の基準

■指定方針

- ・高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道
 - ・景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路
 - ・既に規制地域として指定されている道路等の延伸区間
- ※ 指定路線から視認できない広告物を除く

■規制地域の範囲

- ・当該地域の地理的、景観上の特性
- ・当該地域に係る土地利用規制との整合性
- ・当該地域の将来的な経済活動と良好な景観育成とのバランス
- ・地域指定により違反広告物となる物件の数及び猶予期間中の適正化の見通し
- ・地元住民及び市町村による当該地域における景観育成のための活動の状況

伊那広域農道(通称)

【概要】

全区間：国道153号交差点(辰野町)から
県道飯島飯田線交差点(飯島町)まで
距離：約34.3km(うち駒ヶ根市4.9km、飯島町5.2km
規制地域指定済み)

【令和4年6月伊那市屋外広告物条例施行予定】

指 定：伊那市道西部1号線
伊那市道西部2号線

距離：約10.0km

範 囲：両側50m以内

屋外広告物 許可地域（案）

- 区** 間：上伊那郡箕輪町道1号線（辰野町、箕輪町）
上伊那郡南箕輪村道2230号線
上伊那郡南箕輪村道3134号線
上伊那郡南箕輪村道3020号線
上伊那郡宮田村道21号線
- 距** 離：約14.2km（辰野町0.4km、箕輪町5.6km、
南箕輪村4.8km、宮田村3.4km）
- 範** 囲：両側各50m以内

屋外広告物 禁止地域（案）

- 区 間：伊駒アルプスロード
宮田村区間
- 範 囲：両側各100m以内
- 時 期：指定及び施行は用地買収後



出典：中部地方整備局飯田国道事務所ホームページ（<https://www.cbr.mlit.go.jp/iikoku/seibi/ikoma/>）

規制地域概略図(案)

駒ヶ根市・飯島町
独自の屋外広告物条例
による許可地域指
定済み区間



長野県の許可地域における主な許可基準

- ・ 屋上広告物：高さ 13m以下かつ建物高さの 6/10 以下
- ・ 非自己用の地上設置広告物：高さ 13m以下、表示面積合計 50 m²以下
- ・ 壁面広告物：壁面の 4/10 以下

伊那広域農道 許可地域 両側 50m



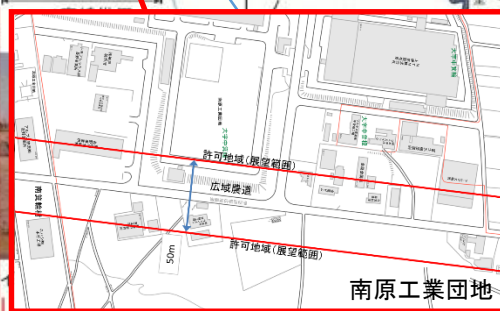
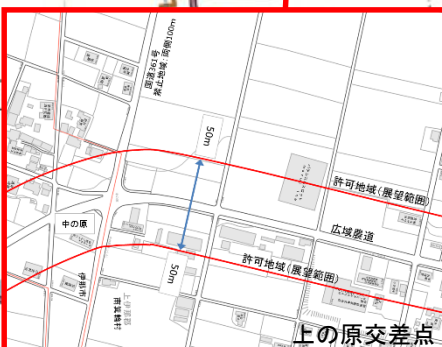
伊駒アルプスロード 宮田村区間
禁止地域 両側 100m

指定時期：用地買収完了後（R6以降）

長野県の禁止地域における規制：適用除外を受ける屋外広告物以外は設置禁止（適用除外の例）

- ・ 表示面積 10 m²以下の自己用の広告物
- ・ 公益上必要と認められるもの

伊那市
独自の屋外
広告物条例
による規制
地域の指定
予定区間



規制地域の現況

①箕輪町沢上北信号付近

伊北IC方面←国道153号→

←箕輪町道1号線→

規制地域の現況

②箕輪町中原信号付近

南アルプス

南箕輪村方面

←箕輪町道1号線→

規制地域の現況

③南箕輪村北原工業団地付近

南アルプス

伊那市方面

←南箕輪村道3020号線→

規制地域の現況

④南箕輪村大芝高原信号付近

箕輪町方面

←南箕輪村道3134号線→

規制地域の現況

⑤南箕輪村南原信号付近

中央アルプス

←国道361号→権兵衛トンネル方面

←南箕輪村道2230号線→

規制地域の現況

⑥宮田村北割信号付近



既存不適格となる広告物

既存不適格広告物は指定後3年までは猶予期間として掲出が可能
(屋外広告物条例第5条)

■伊那広域農道(許可地域)

辰野町	なし	0件
箕輪町	なし	0件
南箕輪村	地上に設置する広告物、壁面広告物	2件
宮田村	なし	0件

■伊駒アルプスロード(禁止地域)

宮田村	用地買収の進捗に合わせて調査	-
-----	----------------	---

■指定後の対応

設置者に対し、改善・撤去又は許可申請書の提出を指導

■適正化の目途

事業者個別について把握していない。

関係町村の意見

屋外広告物条例により、規制地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない
(屋外広告物条例第4条第2項、第8条第3項)

■意見照会

令和3年10月13日付け

■関係町村の意見

辰野町	令和3年10月13日回答	意見なし
箕輪町	令和3年12月24日回答	住民等からの意見に配慮されたい
南箕輪村	令和3年12月24日回答	住民等からの意見に配慮されたい
宮田村	令和3年12月22日回答	意見なし

地元周知及び県民意見公募手続

■地元周知の実施状況

令和3年8月～令和3年12月にかけて実施

辰野町	○対象地区区長への説明、住民に回覧(20部) ○対象地域内に広告物を掲出している業者を個別訪問(3業者)
箕輪町	○回覧板による広報(全戸回覧約700部) ○屋外広告物所有者へ送付(約40件) ○対象地域内に広告物を掲出している業者を個別訪問(1業者)
南箕輪村	○広報誌による広報(全戸配布) ○屋外広告物所有者へ送付(約60件) ○対象地域内に広告物を掲出している業者を個別訪問(13業者)
宮田村	○広報誌による広報(全戸配布) ○対象地区区長への説明(4地区) ○商工団体への説明

■県民意見公募手続の実施状況

募集期間	令和3年11月22日から令和3年12月21日まで
閲覧方法	長野県ホームページ、県庁都市・まちづくり課、各町村役場 他
寄せられた意見	なし

地元周知の実施状況

■住民等からの意見(1)

① 箕輪町

- 指定について概ね良いが、事業所・店舗等の多い国道153号線との交差点付近の規制については、除外・緩和等の一定の配慮をされたい。
- 規制対象前の既存広告物についても対象とすることは理解しがたい。

② 南箕輪村

- 中央道沿線ですでに許可地域だが、視認できない地域なので看板を設置している。あとからできる基準に適合させるよう言われても困る。
- 基準に適合させるには建物を改築する必要があり、費用もかかる。本社で検討することになるが、改修費用の補助はないか。
- 協力したいがタイミングが悪い。コロナ禍で経営が厳しくなっているなか、新調して日の浅い看板改修の優先順位は低い。看板は誘客の重要なツールであるので、せめて次回更新時に適合させればOKとはならないか。

地元周知の実施状況

■住民等からの意見(2)

- 建物の壁面内に収まるように白地に黒文字と、華美にならないよう配慮して掲出しているのに改修が必要か。
- 農道沿いでも地域によって工業団地となっているところもあれば、田園風景が残るところもある。路線で一律に規制するのではなく、規制範囲は現状に合わせて検討するべきではないか。
- 条例が決まった段階でその内容を再度通知いただきたい。
- 賃貸物件の一部としての既存の枠を活用して看板面を作ったため、改修は難しい。表示面積を小さくし、その他を白塗りにすれば表示面積に算入されないか。
- 景観保全の観点では白塗り部も景観を阻害すると思われるが、どういう扱いになるか。